

設置施設の仕様	2	イ. ディスポーザ	型式 : 製造 : 品番 :		
		ロ. 排水処理槽 ・生物処理タイプ	設計人員 : 人 (人槽) 設計生ごみ量 : Kg / 日 計画汚水量 : m ³ / 日		
		ハ. 算定根拠			
維持管理計画	3	イ. 処理水質 (設計条件)	BOD : S S : n - H e x :		
		ロ. 維持管理体制	粉砕装置部	配管系統部 (生物処理のみ)	排水処理槽部
		保守点検内容及び 維持管理頻度	・機器の点検整備 (回 / 年)	・配管内の点検 (回 / 年) ・清掃 (回 / 年)	・定期点検 (回 / 年) 以下、生物処理のみ ・水質検査 (回 / 年) ・汚泥引抜 ()
		ハ. 点検項目	粉砕装置部	配管系統部	排水処理槽部
		点検項目	別紙－ のとおり		
		保守点検記録表	使用開始直前保守点検記録表	別紙－ のとおり	
その他	4	イ. 維持管理契約書 (注－１)	別紙－ のとおり		
		ロ. 保守点検記録	保管年限 : 3年間		
		ハ. 下水道管理者への報告	報告頻度 : 下水道管理者の指示による。		

(注－１) 但し、相当の理由があり維持管理契約書を申請時まで結べない時は、市長が認める場合
に限り、「維持管理契約確認書」により確認し、維持管理契約後、この写しを追加するものとする。

なお、この場合維持管理契約は、確認申請後速やかに行うものとする。

※ 必要に応じて、追加・削除を行うこと。

○ ○ ○ ○ ○ の仕様書及び維持管理計画書

申請者の住所及び氏名	TEL () -
------------	-----------

1 一般事項	イ. 設置場所の地銘・地番 (建物名称)	区 丁目 番 号 ()	
	ロ. ・基準 (案) 適合評価	認定又は適合評価日 : 認定又は適合評価番号 : メーカー : 名称 : 型式 :	
	ハ. 工程	着工予定年月日 : 年 月 日 使用開始予定年月 : 年 月 日	
	ニ. 施工業者	本体 (投入部、破砕部、分解部、排水部、制御部、その他)	
	ホ. 維持管理業者	本体 (投入部、破砕部、分解部、排水部、制御部、その他)	
	ヘ. 設置場所案内図	別添図- のとおり	
	ト. 建築物配置図	別添図- のとおり	
チ. 排水設備設計図	建築平面図	別添図-	のとお
	排水設備図	別添図-	のとお
	給排水配管図	別添図-	のとお

2	設置施設の仕様	本 体		型 式 : 認定条件等 :	
		3	ロ. 維持管理体制	保守点検内容及び 維持管理頻度 (回 /)	
ハ. 点検項目	別紙－ のとおり				
イ. 保守点検記録表	使用開始直前保守点検記録表		別紙－	のとお	
	保守点検記録表		別紙－	のとお	
4	その他	イ. 維持管理契約書 (注－1)	別紙－ のとおり		
		ロ. 保守点検記録	保管年限	:	3年間
		ハ. 下水道管理者への報告	報告頻度	:	下水道管理者の指示による。

(注－1) 但し、相当の理由があり維持管理契約書を申請時まで結ばない時は、市長が認める場合
に限り、「維持管理契約確認書」により確認し、維持管理契約後、この写しを追加するものとする。

なお、この場合維持管理契約は、確認申請後速やかに行うものとする。

※ 必要に応じて、追加・削除を行うこと。

維持管理契約書 記載内容（例）

1. 契約区分 （新規・継続）の別
2. 契約年月日
3. 設置年月日
4. 契約者名 施主（甲）
 維持管理契約会社（乙）
 維持管理実施会社（丙）
 （乙が維持管理の全部または一部を丙に委託して実施する場合。）
5. 「乙（丙）は、契約の要綱及び契約の約定に基づき維持管理を行う。」旨の明記。
6. 契約の要綱

	対象機器	品名				
	設置場所	住所				
		使用者		電話		
	維持管理 業務内容	契約内業務	<input type="checkbox"/> 点検 <input type="checkbox"/> 整備			
		契約外業務	<input type="checkbox"/> 故障修理 <input type="checkbox"/> 汚泥引抜 <input type="checkbox"/> 消耗品交換			
	維持管理月 及び回数	回数	回／年			
		維持管理月	月	月	月	月
	契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
	契約料金	円／年				
	支払条件	支払期日	年 月 日	条件		

7. 契約の約定
 - ① 契約の目的、維持管理の定義
 - ② 契約に含まれない維持管理業務内容
 - ③ 汚泥の引抜
 - ④ 遵守事項
 - ⑤ 作業の実施及び回数
 - ⑥ 作業の終了、料金支払、電源等の提供
 - ⑦ 義務、責任
 - ⑧ 契約の解除、契約の更新、第三者への譲渡
 - ⑨ 有効期間、協議事項
 必要に応じて追加・削除を行うこと。